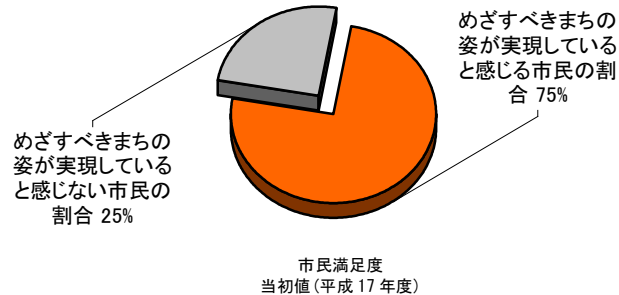


第3節 都市環境を保全・創造するまち

3 生活環境

<めざすべきまちの姿>

環境にやさしい省資源・循環型社会を実現しているまち



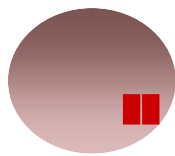
■「鎌倉市は、ごみを出さない、ごみを再利用するといった、環境に優しい省資源・循環型社会を実現しているまちだと思いますか。」との問に対して、「とてもそう思う」もしくは「少しそう思う」と答えた人(めざすべきまちの姿が実現していると感じる市民)が、8割見られます。

(「平成17年度市民意識調査」より)

■ 現状と課題 ■

- 大気、水質、騒音などの身近な生活環境から地球温暖化などの地球環境問題まで広範囲にわたって関心が寄せられ、その対応もより複雑化、多様化しています。
- 現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、天然資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するために、循環型社会を形成していくことが課題となっています。
- 循環型社会の形成をめざすため、市民、事業者、行政が協働して廃棄物の発生抑制(リデュース)、循環資源の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)*を推進することにより、廃棄物のさらなる減量化・資源化を図りつつ、安定的で着実な一般廃棄物処理を行っていくことが大切です。
- 一般廃棄物の処理を安定的、着実に行うためには、厳しい財政状況もあり、適切な施設整備が必要です。
- 本市では、市民、事業者、行政が一体となり、さまざまなごみの減量化・資源化に取り組んできた結果、平成7(1995)年度の焼却量約70,000トンが平成15(2003)年度には約44,000トンまで減少しました。今後は、生ごみの資源化をはじめとする減量化・資源化を、さらに推進していく必要があります。
- 廃棄物の総排出量は、過去10年来、横ばいの状態です。今後は、ごみの減量化・資源化だけではなく、発生抑制を中心に進めていく必要があります。
- まちの散乱ごみは、まち美化統一クリーンデーやクリーンアップ鎌倉等の実施により、一定の成果が上げられていますが、依然として、たばこの吸殻などのごみの散乱、美観や景観を損ねる落書きが問題となっています。ごみのポイ捨てや落書きを防止する対策が求められています。
- 持続可能な社会をつくるために市民や事業者一人ひとりが環境保全への理解を深め、自発的に取り組むことが求められています。

廃棄物の発生抑制(リデュース)、循環資源の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル):リデュース・リユース・リサイクルを3つ合わせて、3R(スリーアール)という。リデュースが最優先され、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造販売の自粛など、製品の設計から販売にいたるすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は使い捨て商品や不要物を購入しないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。リユースは製品や部品、容器などを再使用することを、リサイクルは廃棄物等を原材料として再利用することを意味する。



目標

【目標】

住環境に対する意識の向上を図るとともに、公害のない清潔で快適なまちづくりをめざします。

持続可能な社会をつくるため、市民・事業者・滞在者・行政が役割分担し連携して、地球温暖化対策などの環境保全に取り組みます。

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄という一方通行型の社会から、最適生産、最適消費、最少廃棄といった環境負荷の少ないまちづくりをめざします。

市民、滞在者、事業者、市が協働して、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物はできる限り再使用または再生利用を推進し、循環型社会の形成をめざします。

廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけるゼロ・ウェイスト*社会の実現を将来目標とし、減量化・資源化に取り組みます。

市民の利便性を最優先に考え、市民負担の軽減を図りつつ、廃棄物を分別排出しやすい環境を整備します。特に、高齢者や子育て世代などの負担の軽減を図ります。

散乱ごみや落書き防止への取り組みは、市民等の連携協力や協働での取り組みが不可欠なため、今後も協働体制の維持、充実を図ります。

【施策の方針】

1. 廃棄物の発生抑制
2. 循環資源の再使用・再生利用
3. 廃棄物の適正処理
4. まちの美化
5. 環境汚染の未然防止
6. 市民・事業者・滞在者・行政による環境保全活動の実践



施策の方針

1 廃棄物の発生抑制

- (1)「ごみを持ち込まない」「ごみを作らない」「ごみを出さない」社会づくりのため、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への呼びかけを行っていきます。
- (2)市民、事業者、滞在者、行政による協働、連携体制をより推進し、廃棄物の総排出量の削減に努めます。
- (3)ごみの発生抑制や負担の公平の視点から、家庭ごみの有料化について検討します。

2 循環資源の再使用・再生利用

紙類等の分別収集や資源物の毎週収集に加え、容器包装プラスチックの分別収集の全市実施など、これまでもごみの減量化、資源化に取り組んできましたが、今後さらに再使用、再生利用を進めるとともに生ごみの資源化などの施策を推進します。

3 廃棄物の適正処理

ゼロ・ウェイスト:出てきてしまったごみを「燃やす」「埋め立てる」「なんでもリサイクル」ではなくて「そもそもごみを発生させないようにする」という考え方を指す。

- (1)ごみ処理に係る技術的進歩の動向、社会情勢の動向を注視し、本市に最も適したごみ処理行政の構築に努めます。
- (2)ごみの減量化・資源化に取り組むことにより、ごみ焼却量を平成15(2003)年度に比べ30%削減させることに努めます。
- (3)財政的負担も踏まえ、効率的かつ安定的な廃棄物処理を行うため、民間活力の活用も視野に入れた広域的なごみの処理体制の確立に努めます。
- (4)民間活力の導入に当たっては、処理コスト削減の視点だけでなく、市民サービスの向上や、将来にわたる安全面も考慮して進めていきます。

4 まちの美化

- (1)ごみの散乱防止は、観光客も含めた一人ひとりの意識の醸成が大切です。特にたばこのポイ捨てはまちの美観を損ねる大きな要因となっていることから、まち美化推進重点区域での吸殻等の散乱防止をより強化し、実効性ある取り組みを行います。
- (2)まちの美観や景観を損なう落書きは、落書き防止条例に基づき、市民団体や関係機関等と連携を図りながら、快適な生活環境の向上に努めます。

5 環境汚染の未然防止

調査・測定を通して大気、水質、騒音等の環境を監視するとともに、法令に基づいて事業所の指導を行い、公害のない快適な生活環境の確保に努めます。

6 市民・事業者・滞在者・行政による環境保全活動の実践

- (1)市民の省エネルギー等の対応及び事業所の環境経営*への取り組みを啓発するとともに支援し、市役所も自ら地球温暖化対策などの環境負荷低減に取り組みます。
- (2)環境教育を推進し、だれでもがどこでも環境保全活動を実践することをめざします。

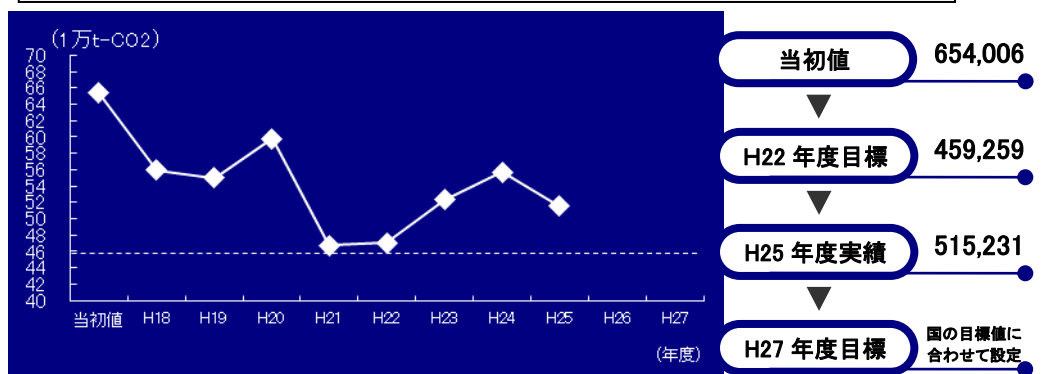
目標指標

【主な所管部・所管課】

環境部
環境政策課
資源循環課
環境施設課
環境保全課

■ 温室効果ガス排出量(-)【統計指標】

市域における1年間の温室効果ガス排出量



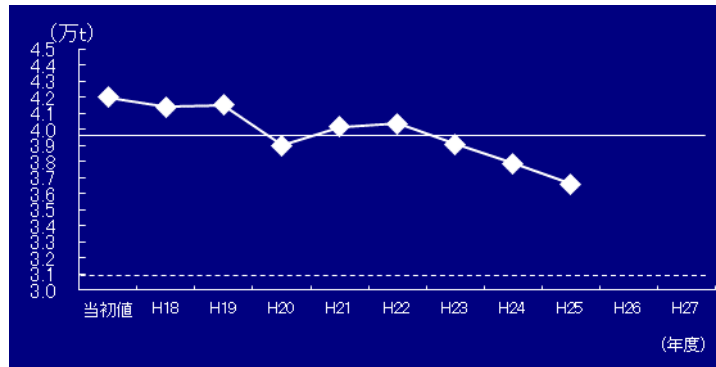
※温室効果ガス排出量の把握には時間を要するため、一年のずれがあります。

(単位: t-CO₂)

環境経営: 企業経営においてグリーン購入、リサイクルなど環境に負荷をかけないような意識をもった経営。ISO14001 やエコアクション21などの取り組みもその一つ。

■ごみ焼却量(-)【統計指標】

名越クリーンセンターおよび今泉クリーンセンターで焼却した1年間のごみの総量



当初値 42,002t

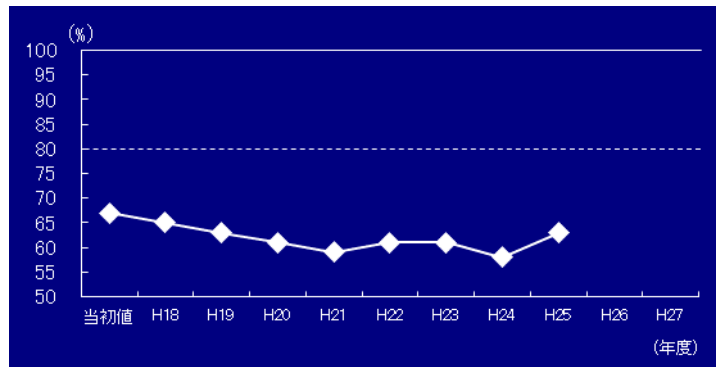
H22 年度目標 39,700t

H25 年度実績 36,622t

H27 年度目標 29,923t

■まち美化活動参加率(+)【統計指標】

全自治町内会のうち、まち美化クリーンデーに参加している団体の割合



当初値 67.0%

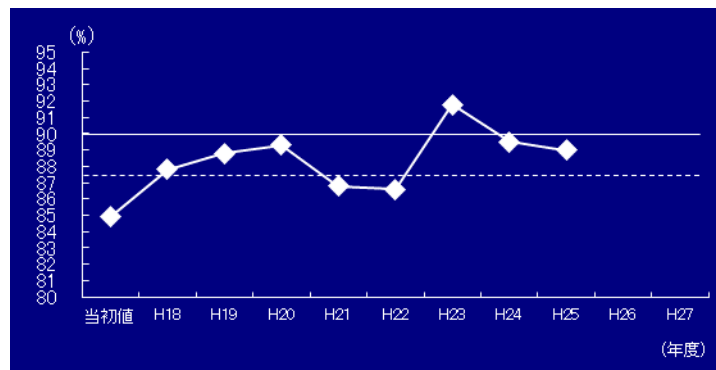
H22 年度目標 80%

H25 年度実績 63%

H27 年度目標 100%

■環境保全活動実践率(+)【アンケート指標】

日常生活の中で、環境保全のために具体的な行動を行っている市民の割合



当初値 84.9%

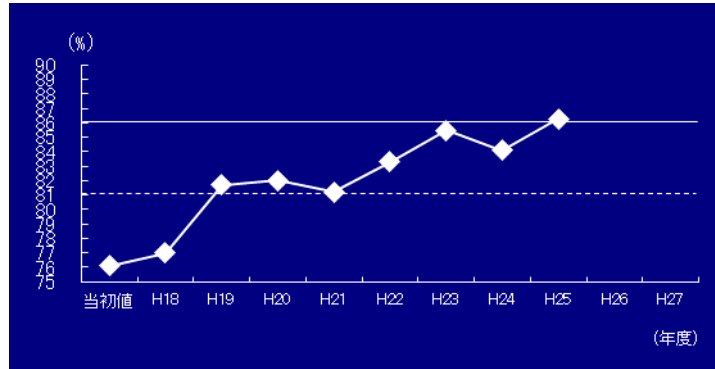
H22 年度目標 87.4%

H25 年度実績 89.0%

H27 年度目標 89.9%

■ごみの発生抑制実践率(+)【アンケート指標】

日常生活の中でごみの発生抑制に取り組んでいる市民の割合



当初値 76.1%

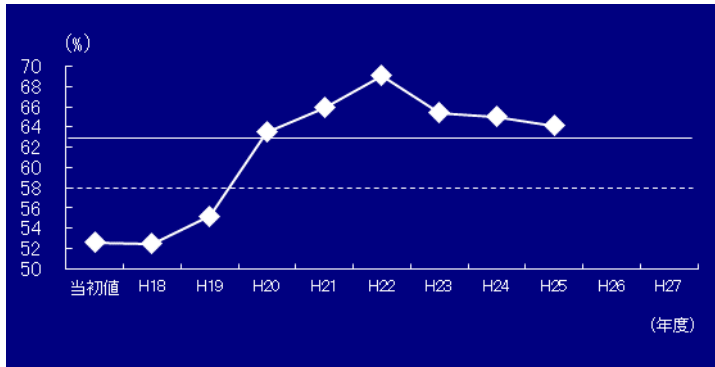
H22 年度目標 81.1%

H25 年度実績 86.3%

H27 年度目標 86.1%

■散乱ごみ減少率(+)【アンケート指標】

散乱ごみが減少し、まちがきれいになったと感じる市民の割合



当初値 52.6%

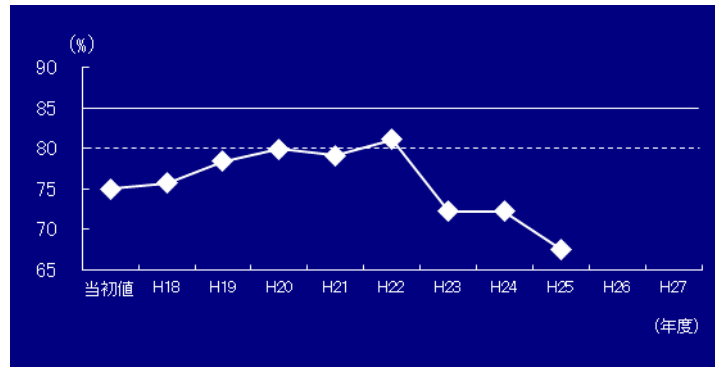
H22 年度目標 58%

H25 年度実績 64.1%

H27 年度目標 63%

■市民満足度(+)【満足度指標】

環境にやさしい省資源・循環型社会を実現しているまちの実現状況について、市民が実感している割合



当初値 75.0%

H22 年度目標 80%

H25 年度実績 67.5%

H27 年度目標 85%

■目標達成に向けた 25 年度の実績と自己評価

【環境部】

・「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」行動プロジェクトの事業計画(平成 20 年3月策定、平成 23 年3月改訂)に基づき、市民、事業者等を対象に緑のカーテン普及、エコワット・省エネナビの貸出、子ども向け自然観察会、パネル展示、LEDを使った工作教室、住宅用太陽光発電システム等設置費補助、エコショップ・エコ商店街認定制度の推

■■ 評価と展開 ■■

進、かまくらエコアクション 21 の推進など、温室効果ガス排出抑制につながる事業を実施しました。

また、平成 24(2013)年7月に制定された「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」に基づき、平成 26 年3月に「鎌倉市エネルギー基本計画」を策定し、本市におけるエネルギー施策の方向性等を示しました。

平成 25 年度に集計した市域の温室効果ガス排出量(H24 年度実績)は、515,231(t-CO₂)であり、前年より減少したものの、目標値(平成 27 年度に排出量 402,109(t-CO₂))に対し約 28%の超過となっており、目標達成は容易ではない状況です。

なお、この目標値については、東日本大震災前の国の地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップの中期目標値 25%に基づき設定したのですが、現在国は目標値の見直しを行っています。今後は国等の動向を注視し、温室効果ガス排出量の削減目標を実情に則したものに見直す必要があります。

・廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を実現するため、環境教育、自治・町内会への説明会の実施、家庭用生ごみ処理機の普及活動や直接販売制度の実施、事業系ごみの資源物分別の検査及び指導等を主に行ってきました。ごみ焼却量については、前年度比 1,269トン減となっています。平成 25 年度の焼却量が本市で初めて 37,000トンを下回った理由としては、これまで重点的に取り組んできた活動の効果が表れていると考えられます。また、アンケート指標の「ごみ発生抑制実践率」が 86.3%となっており、既に平成 27 年度の目標値 86%を達成した数値であり、ごみの発生抑制に取り組む市民の高い意識が顕著に現れています。しかし、平成 27 年度の焼却量目標値を達成するためには、ごみ減量、資源化へのさらなる取組が必要です。

・平成 24 年度、名越クリーンセンター基幹的設備改良工事に着手し、1号炉の改修工事を実施しました。

・散乱ごみや落書き防止は、市民等の連携協力や協働での取組を続けています。「指標まち美化活動参加率」は、63%(前年比プラス 5 ポイント)であり、まち美化活動に取り組む市民活動団体が育っており、各団体の実態に合う支援を継続しています。

■8年間(平成 18～25 年度まで)の取組の評価

【環境部】

・この8年間、「鎌倉市環境基本計画」及び「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガス排出抑制に資する取組を進めてきました。

しかし、平成 23 年度には、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故の影響などにより、火力発電の稼働率が増加したことから二酸化炭素排出原単位が上昇し、市域における温室効果ガス排出量は増加に転じました。

平成 25 年度に集計した市域の温室効果ガス排出量(H24 年度実績)は、515,231(t-CO₂)であり、前年より減少したものの、目標値(平成 27 年度に排出量 402,109(t-CO₂))に対し、約 28%の超過となっており、目標達成は容易ではない状況です。

・廃棄物対策としては、第2次一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画等を策定し、ごみ減量・資源化、ごみ焼却量の削減に向けた事業に取り組んできました。

このことにより、ごみ焼却量は平成 17 年度には 42,002トンありましたが、平成 25 年度

は 36,622 トンと、5,380 トンが削減されました。これらの取組は、日頃から市民・事業者の理解との協力が不可欠であるため、引き続きごみ減量、焼却量削減、適正処理等に向けた事業を行っていく必要があります。

・まち美化については、まち美化統一クリーンデーなどの市民等との連携協力や落書きのないまちづくり行動計画を策定するなど、意識向上に努めるとともに美化活動の取組を進めました。

■25 年度までの未達成事業の課題・問題点など

【環境部】

・温室効果ガス排出量の増加は、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故の影響などにより、火力発電の稼働率が増加したことから二酸化炭素排出原単位が上昇したことが原因の一つとなっています。

また、市域の部門別温室効果ガス排出量のうち、最も大きな割合を占めるのは家庭部門であり、その割合は基準年の平成 15 年度では 35%、平成 24 年度実績では 43%と、この 10 年間増加を続けています。これは、ライフスタイルの変化から、エアコン等家電製品の使用増加に伴うものと推察されるため、今後家庭部門における一層の省エネ対策や、エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギー等の導入促進を図る必要があります。

なお、温室効果ガス排出量の削減目標については、東日本大震災前の国の地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップの中期目標値 25%に基づき設定したのですが、現在国は目標値の見直しを行っています。

今後は国等の動向を注視し、温室効果ガス排出量の削減目標を実情に則したものに見直す必要があります。

・平成 27 年度までにさらに 6,699 トンのごみ焼却量を削減する必要があるため、市民、事業者の理解と協力を得ながら、家庭系ごみの有料化や事業系ごみ処理手数料の改定、家庭用生ごみ処理機台数のさらなる普及、事業系の生ごみ資源化の促進等の取組を進めていくことが必要です。

■第3期基本計画の施策の方針における今後の展開(取組方針)

【環境部】

《3Rの推進・ごみの適正処理》

・家庭系ごみの戸別収集・有料化の検討を引き続き行い、平成 26 年度中の有料化実施に向けた準備を行います。

・ごみ処理手数料の適正化を図るため、事業系ごみの処理手数料の改正に向けた準備を行います。

・ごみ焼却量を減らすには、ごみの発生抑制が最も効果的であることから、家庭用生ごみ処理機の活用や生ごみの水切り等を啓発し、ライフスタイルの見直しが進むよう取り組みます。

・発生した廃棄物はできる限り再使用または再生利用を推進するため、引き続き啓発を行います。

・事業系の生ごみや製品プラスチック等の新たな品目の資源化に向けた検討を引き続き行います。

・事業系ごみの減量・資源化を推進するため、ごみ投入検査を用いた展開検査等により

事業者への指導を行い、引き続き事業系ごみの適正処理を進めます。

《まち美化》

・ごみの散乱防止は、観光客も含めた一人ひとりの意識の醸成が大切です。引き続きまち美化に取り組む個人や団体と協力して、ごみ散乱防止対策に努めます。

・まちの美観や景観を損なう落書きは犯罪です。落書き防止条例に基づき、NPO や関係機関等と連携を図りながら、まちの美観の維持・向上に努めます。

・吸い殻散乱のない安全で快適な生活環境を保全するため、路上喫煙のマナーアップの取組を進めます。

《次代に向けたエネルギー・環境対策の推進》

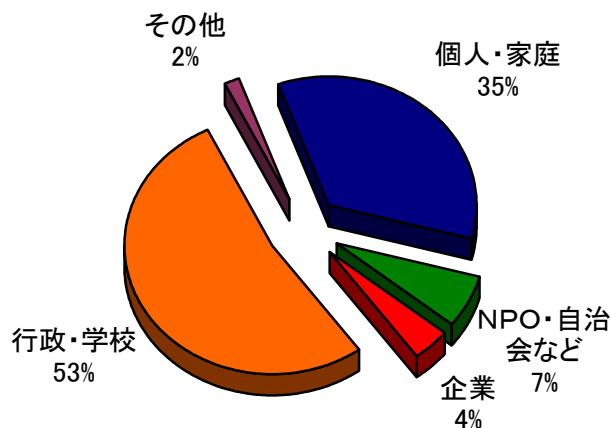
・平成 25 年度に策定した「鎌倉市エネルギー基本計画」に基づく施策の推進や、平成 26 年度に策定予定の「鎌倉市エネルギー実施計画」において、行政・市民・事業者の省エネルギーの推進や再生可能エネルギー等の導入促進、効率的なエネルギー利用の促進、低炭素まちづくり推進の取り組みを積極的に進めるべく、検討していきます。

市民等と行政 の協働

■市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- 天然資源やエネルギーの有効利用に努め、環境への負荷の少ない事業活動やライフスタイルを確立します。
- みんなで、ごみ発生抑制の意識啓発とごみ排出削減、ごみの分別など循環型社会の形成に努めます。
- みんなで、まち美化意識の向上と推進行動を実践します。

参考：市民が期待する各主体の役割の大きさ



(「平成 15 年度市民意識調査」より)

鎌倉市民評価委員会による評価

この分野の8年間の取組は、十分であった。

この分野の8年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見

・一般廃棄物処理基本計画、ごみ処理基本計画等を策定し、ごみ減量・資源化、ごみ焼却量の削減に向けた事業に着実に取り組んできている。市民・事業者・行政の協力により、ごみ焼却量が8年間で 42,000 トンから 36,620 トンと 5,380 トン削減した。

・これまでの取組は十分に評価できる。しかし、温室効果ガス問題やごみの散乱問題は今後もさらに努力することが求められるであろう。

外部評価結果

- ・これまで焼却場の問題は延命化してきたが、限界に近づいていると思われる。
- ・ごみの減少に関する事項については積極的に取り組み、それなりの効果を上げているが、それ以外の取組については特筆すべきものは無い。また、ごみの散乱防止に努めているとあるが、散乱防止については、市民の私費で対応している。
- ・美化クリーンデーを設けるなど市民等との連携協力の下、まちの美化に根気強く取り組んでいる。

第3期基本計画に向けたこの分野に関する意見

- ・ごみの有料化、戸別収集、高齢化によるごみ出しの問題等に力を入れてほしい。日頃から市民・事業者の理解と協力が不可欠である。引き続きごみ減量、焼却量削減、適正処理等に向けた事業を行っていく必要がある。
- ・CO2 の削減は基礎自治体レベルでは理念系でしかないような気がする。「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」には「市民」「事業者」「滞在者」「行政」など様々なステークホルダーに対して義務を課している。それを誰がどのように伝え、実施していくのか？どうすれば市民等に目標を達成するための協力を得られるのか？具体的な実施方法を考えて計画を立案して欲しい。
- ・平成 26 年度中のごみ有料化、戸別収集の検討を行い、ごみ処理に関する今後の施策へ期待したい。
- ・新焼却施設の構想について、基本計画で明記すべきであった。この様な施設の事業化は、過去幾多の事例が示すとおり、市民の合意形成が至難の業である。本件は市及び市民にとって一大試金石である。

この分野の指標に関する意見

- ・ごみへの対策は市民の評価が上昇して、効果が上がっているのかもしれない。しかし環境にやさしい省資源・循環型社会への実現への評価は下降が激しく検討が必要である。
- ・「ごみ発生抑制実践率」が平成 25 年で 86.3%と、目標値 86%を達成している。ごみの発生抑制に市民が高い意識を持っている。
- ・環境保全活動実践率の高さは約 90%であり、市民の意識の高さを示している。
- ・散乱ごみ減少率が目標値をオーバーしており、まち美化活動参加団体の活動の成果である。
- ・温室効果ガスの削減目標は東日本大震災後、国も指針が揺れており、再考せざるを得ない。
- ・生活環境と言いつつ、指標のほぼ全てがごみに関するものとなっている。生活環境問題は騒音や塩害等ごみ問題以外にも多数存在する事からそれらについての指標も策定すべきである。

この分野に関する総括意見

- ・観光地としての鎌倉市とそこで人が暮らす鎌倉市の両立を如何に実現するか、市民の理解を得るためにも日常生活の場をしっかりと守る施策も必要であろう。観光客の増加とまち美化との問題点を探し、解決には市と市民の協働で取り組みたい。
- ・ごみの発生抑制に力を入れていく必要がある。ごみ問題に関して、今後有料化に移行した場合、その使い道について、市民にきちんと説明し、了解を得る必要がある。
- ・バイオマスエネルギー回収施設を整備しないで、ごみを減量・資源化する方針が決定

されたが、これに伴い、新たなごみ焼却施設の整備等新たな課題・問題が発生している。

- ・地球温暖化対策は省エネ、電力のベストミックス、再生エネルギー等に関する国の施策に大きく影響を受けるが、地方自治体及び市民レベルで可能なもの（例えばスマートライフ）から取り組むことである。
- ・現在は「生活環境＝ごみ」となっているが、騒音や塩害等生活に関する問題は他にも多数存在する事から、もう少し広い視野で生活環境を捉える事が必要である。
- ・この分野は本来消費生活や総合交通と一体として考えていかなければならないため、分野間の連携を深める必要がある。

実施計画

- ごみの発生抑制の啓発(3-3-1-①)
- 生ごみの排出抑制(3-3-1-②)
- 紙類等の資源化(3-3-2-①)
- ペットボトル・容器包装プラスチックの資源化(3-3-2-②)
- 植木剪定材の資源化(3-3-2-③)
- 焼却残さの最終処分(3-3-2-④)
- バイオマスエネルギー回収施設の整備(3-3-2-⑤)
- 事業系ごみの分別・資源化(3-3-2-⑦)
- 資源化品目の拡大(3-3-2-⑧)
- 家庭系ごみの戸別収集・有料化(3-3-2-⑨)
- 笛田リサイクルセンター周辺整備(3-3-2-⑩)
- クリーンセンター周辺環境調査(3-3-3-④)
- ごみ処理広域化計画の推進(3-3-3-⑤)
- 一般廃棄物処理基本計画の推進(3-3-3-⑨)
- 名越クリーンセンターの延命化(3-3-3-⑩)
- 今泉クリーンセンターの耐震補強工事(3-3-3-⑪)
- 新焼却施設の整備(3-3-3-⑫)
- まち美化の推進(3-3-4-①)
- 路上喫煙防止の推進(3-3-4-②)
- 深夜花火の防止の普及(3-3-5-①)
- 生活排水設備の整備(3-3-5-②)
- 環境政策の推進(3-3-6-①)
- 環境教育の推進(3-3-6-②)
- 雨水利用の促進(3-3-6-③)
- 太陽光発電設備助成(3-3-6-④)
- 地球温暖化対策の推進(3-3-6-⑤)
- エネルギー計画の推進(3-3-6-⑥)
- 電気自動車の導入(3-3-3-⑦)

個別計画

■[第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画](#)

事務事業評価

- 清掃一般運営事業(環境-01、環境-04、環境-10)
- 環境基本計画推進事業(環境-02)
- エネルギー計画推進事業(環境-03)
- 収集運営事業(環境-05)
- 分別運営事業(環境-06、環境-15)
- 植木剪定材堆肥化事業(環境-07)
- 減量化資源化運営事業(環境-08)
- し尿収集事業(環境-09)
- 今泉クリーンセンター管理運営事業(環境-11、環境-26)
- 最終処分事業(環境-12)
- 処理施設整備事業(環境-13)
- ごみ処理広域化計画推進事業(環境-14)
- 名越クリーンセンター処理事業(環境-15、環境-29)
- 今泉クリーンセンター処理事業(環境-16、環境-30)
- 環境美化事業(環境-17)
- 公衆トイレ清掃事業(環境-18)
- 美化運動事業(環境-19)
- 環境保全事業(環境-20)
- 衛生・害虫駆除事業(環境-21)
- 犬の登録等事業(環境-22)
- 名越クリーンセンター管理運営事業(環境-25)
- 名越クリーンセンター収集事業(環境-27)
- 今泉クリーンセンター収集事業(環境-28)
- 笛田リサイクルセンター管理運営事業(環境-31)
- 深沢クリーンセンター管理運営事業(環境-32)
- し尿処理事業(環境-33)

関連リンク

- [廃棄物・リサイクル対策\(環境省\)](#)